



▶ 今回のお知らせ版掲載一覧



- 1ページ ・令和7年度粗大ゴミ回収について
・令和6年度野生鳥獣による農作物の被害状況調査について
- 2ページ ・村内運行の各種バスと村外医療機関の送迎バスについて
- 3ページ ・「皆さんの声聞かせてください」提案や提言の方法について
・村内の有害鳥獣に関する被害や目撃情報をお寄せください
- 4ページ ・診療所からのお知らせ
・求人情報（勤務地：昭和村他）



- 5ページ ・令和7年度アクティブシニア活動支援事業委託実施団体募集について
・生涯学習講座「Let's Enjoy English ! 英語でおしゃべり (前期)」開催
- 6ページ ・「奥会津昭和の森」指定管理者の募集について
・「第19回草加宿場まつり」の参加団体募集
- 7ページ ・令和7年度移住定住促進空き家活用事業の実施について



令和7年度粗大ゴミ回収について

11月から3月までの期間に休止をしていた粗大ゴミ回収について、3月25日（火）から受付開始、4月1日（火）より回収を始めます。

回収ご希望の方は保健福祉課へ連絡、または昭和村公式LINEよりお申し込みください。

※昭和村公式LINE登録方法

・LINEアプリ上のID検索で「showavill」を入力して登録

・下記のQRコードをLINEアプリ上またはQRコード読み取り機能を利用して登録



☎ 保健福祉課 ☎ 57-2645



令和6年度野生鳥獣による農作物の被害状況調査について

令和7年度の有害鳥獣被害防止対策などに役立つため、以下により「令和6年度野生鳥獣による農作物の被害状況調査」を実施しますのでご協力をお願いいたします。

- 対象期間
令和6年4月～令和7年3月
- 回答方法
最終ページに添付した調査票用紙への記入
- 提出方法
役場 産業係まで提出をお願いいたします。
- 提出期限
令和7年4月18日（金）

☎ 産業建設課 産業係 ☎ 57-2117

▶ 次頁にも、お知らせがありますので、ご確認ください。



村内運行の各種バスと村外医療機関の送迎バスについて

村内でご利用になれる各種バスと、村外の医療機関が無料で実施している送迎バスについてご案内いたします。

名称	運行ルート	運行時間	内容	料金	問い合わせ先
からむんバス	村内のバス停(公共施設やゴミ収集箱)	8:00～17:00 (年末年始は運休)	事前予約制で村内のバス停からバス停までを移動。	有料。 各種割引有り。	予約センター 050-1808-6900 総務課総務係 0241-57-2111
診療所バス	村内から診療所間の往復	一往復のみ。 曜日によって運行する地区が変わる。 (土日祝日は運休)	平日の朝、該当する地区に迎えに行き、診療所を受診後、各地区へ送る。事前予約なし。時間までに道路付近で待機。	無料。	診療所 0241-57-2255
南会津町生活バス	松山地区から南会津町の会津田島駅間の往復	1日2便。	運行ルート中のバス停に停車。事前予約なし。時間までにバス停で待機。	有料。	総務課総務係 0241-57-2111
会津バス	大芦地区から金山町の会津川口間の往復	1日3便。	運行ルート中のバス停に停車。事前予約なし。時間までにバス停で待機。	有料。	総務課総務係 0241-57-2111 会津バス若松営業所 0242-22-5555
県立宮下病院患者送迎バス	三島町にある県立宮下病院からすみれ荘間の往復	毎月、2番目と4番目の水曜日に一往復のみ。	前日までの事前予約制。すみれ荘から松山地区までは各バス停で待機。上昭和地区はすみれ荘等で待機。	無料。	県立宮下病院 0241-52-2321
会津中央病院送迎バス	会津若松市にある会津中央病院から昭和村、さらに金山町間の往復	毎週月曜日の一往復のみ。	前日の午後3時までの事前予約制。患者以外にも付添や見舞いも乗車可能。松山地区から小野川地区まで各バス停で待機するが、大芦地区と両原地区は通過しないため、運行するバス停で待機。	無料。	会津中央病院 0242-25-1590 0242-25-1591
いとう眼科送迎車	喜多方市にあるいとう眼科から村内の指定箇所間の往復	予約日の一往復のみ。	患者2名以上から送迎可能。白内障の患者が優先。冬期は送迎中止。	無料。	いとう眼科 総務部 0241-22-5900

▶ 次頁にも、お知らせがありますので、ご確認ください。



「皆さんの声聞かせてください」 提案や提言の方法について

村民・村外問わず、どなたでも村政に対する提案や提言を行える仕組みが、「皆さんの声聞かせてください」事業です。

最終ページに添付した提案用紙、もしくは必要事項を記載した任意用紙を使って記入し、役場 総務課 企画創生係までお送りください。

また、インターネットでも提案できます。ホームページで「皆さんの声聞かせてください」と検索していただくか、下記QRコードを読み込んでください。



☎ 総務課 企画創生係 ☎ 42-7717



村内の有害鳥獣に関する被害 や目撃情報をお寄せください

雪解けが進み、春が近づくと、動物たちも活発に活動し始めます。山林だけでなく、道路を有効活用して移動していますので、突然、バッタリ遭遇、といった事例もあるかと思えます。

どんな場所で多く目撃され、どんな種類が多く出没するのか、そういった情報を数多く収集し、今後の対応策に繋げていきたいと考えていますので、引き続き、目撃情報をお寄せください。

インターネットでは、外出先でも、端末の位置情報を利用して、正確な場所を登録できます。ぜひ、下記QRコードを読み込んでご活用下さい。



☎ 産業建設課 産業係 ☎ 57-2117

▶ 次頁にも、お知らせがありますので、ご確認ください。



診療所からのお知らせ

直近の診療日をご案内いたします。

- 内科は毎週水曜日が一般外来休診日です。
(検査・昭和ホーム回診・往診日、急患応相談)
- 歯科は完全予約診療です。
(急患応相談、事前にお電話ください。)
- 来所の際は自宅で体温を測っていただき、
マスクを着用願います。
- ◎発熱等の症状がある場合には、**来所する前に**
(家族も含む)、**まずお電話**でご相談ください。
(57-2255)
- 土日祝日は休診日です。休日・時間外の受診・
相談は極力控え、診察日・診察時間内に受診しま
しょう。
- ◎4月2日(水)、3日(木)、4日(金)は内科
休診となりますので、早めの受診を心がけてくだ
さい。
- お薬の残薬をご確認の上、早めの受診をお願いします。**

月日	内科	歯科	バス
19日(水)	検査日	○	
20日(木)	祝日	祝日	春分の日
21日(金)	○	○	大芦
24日(月)	○	○	下中津川
25日(火)	○	○	小中津川~両原、小野川
26日(水)	検査日	○	
27日(木)	○	○	松山~野尻
28日(金)	○	○	大芦
31日(月)	○	○	下中津川
4月1日(火)	○	○	小中津川~両原、小野川
2日(水)	休診	○	
3日(木)	休診	○	松山~野尻
4日(金)	休診	○	大芦
7日(月)	○	○	下中津川
8日(火)	○	○	小中津川~両原、小野川

- **内科** 午前9:00~11:15(受付)
※午後診察分の受付も行っております。
午後2:00~ 4:00(受付)
- **歯科** 午前9:00~11:30 / 午後 1:30~4:00
※医師の診療を受けずに薬のみを処方することは法律上出来なくなっております。

☎ 診療所 ☎ 57-2255



ハローワーク会津若松

求人情報(勤務地:昭和村他)

職種	介護職員
求人区分	フルタイム
事業所名	昭和福社会
雇用形態	正社員
賃金	161,100円~272,500円
就業時間	変形労働時間制(3形態)
休日	指定日、年間休日数120日
年齢	18歳以上~59歳以下

職種	マルチワーカー(無期雇用派遣職員)
求人区分	フルタイム
事業所名	奥会津地域づくり協同組合
雇用形態	無期雇用派遣労働者
賃金	175,000円
就業時間	変形労働時間制(8:00~17:00)
休日	土日祝他、年間休日数121日
年齢	59歳以下

職種	日常清掃業務(喰丸郵便局)
求人区分	パート(週2日勤務)
事業所名	有限会社 ビルメンテナンス創美
雇用形態	パート労働者
賃金	1,000円
就業時間	9:00~11:00
休日	土日祝、週休二日制
年齢	不問

☎ ハローワーク会津若松 ☎ 0242-26-3333

▶ 次頁にも、お知らせがありますので、ご確認ください。



高齢者の活動を応援！

令和7年度アクティブシニア活動支援事業委託実施団体募集について

元気で活力がある高齢者等の活動を支援し、生きがいづくりや仲間づくり、社会参加の場を創出することを目的とする「アクティブシニア活動支援事業」の実施団体(任意団体も可)を募集します。下記の事業内容に基づき「仲間と共に新しい活動を始めたい」、「高齢者のために活動したい」という団体に随時事業説明を行いますので、興味のある方は保健福祉課へご連絡ください。

応募締切 令和7年3月31日(月)

※実施団体が少ない場合は再募集いたします。

事業内容

- (1) 社会参加活動や生きがいづくり等の事業
 - (2) 健康づくり(介護予防)事業
 - (3) 地域支え合い事業
 - (4) 若手高齢者組織化・活動支援事業
 - (5) その他高齢者の福祉向上に関する事業
- ただし、次の事業は対象外です。

- (1) 営利を目的とした事業
- (2) 特定の個人等のために行われる事業
- (3) 政治的、宗教的な活動に関する事業
- (4) 単に親睦、懇親を目的とした事業
- (5) 他の補助金や交付金を充てて行う事業

事業の例

体操教室、ウォーキング大会、スポーツ大会、介護予防講習会、歌や踊りの発表会、集いの場の開設、手芸教室、環境美化活動など

☎ 保健福祉課 ☎ 57-2645



生涯学習講座「Let's Enjoy English ! 英語でおしゃべり(前期)」開催

アレクサンドラ先生と国際交流しながら、英会話を楽しく学んでみませんか！

英会話初心者の方も、ぜひお気軽にご参加ください。

●開催日

- ①令和7年4月17日(木)
- ②令和7年5月22日(木)
- ③令和7年6月19日(木)
- ④令和7年7月10日(木)
- ⑤令和7年8月21日(木)
- ⑥令和7年9月18日(木)

●時間

各回 18:30 ~ 19:30

●場所

昭和村公民館 2階研修室

●講師

アレクサンドラ先生
(昭和村小中学校外国語指導助手)

●内容

初心者向けの日常英会話を中心に学びます。

●参加費

無料

●持ち物

筆記用具

●申込方法

4月10日(木)までにお電話等で昭和村公民館にお申し込みください。村HPまたは村公式LINEからも申し込みできます。

☎ 昭和村公民館 ☎ 57-2114

▶ 次頁にも、お知らせがありますので、ご確認ください。



「奥会津昭和の森」指定管理者の募集について

施設の設置の目的を効果的に達成するため、下記のとおり、指定管理者の募集を行いますのでお知らせいたします。

■施設名

奥会津昭和の森

■指定管理期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年間)

■募集要項の掲載期間

令和7年3月19日から昭和村HPにおいて掲載します。

■公募説明会の日時・会場

令和7年4月2日(水)午後1時～2時

喰丸小1階第2会議室

※参加希望の方は、事前に担当係へ申込みください。

■募集期間申請受付

令和7年4月2日～令和7年4月16日

※土・日・祝祭日は除く。

※電子メール、ファックスでの提出は不可。

■申請者の資格要件

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しない法人又はその他の団体。

(2) 法人等又はその代表者が、次に該当しないこと。

ア 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当するもの

イ 地方自治法第244条の2第11項の規定に該当したことがあるもの

ウ 暴力団及び暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体

エ 税及び公共料金を滞納しているもの

☎ 産業建設課 観光交流係 ☎ 57-2124



姉妹都市交流事業への参加団体を募集します 「第19回草加宿場まつり」の参加団体募集

姉妹都市の草加市で「第19回草加宿場まつり」が開催されます。

つきましては、令和7年度姉妹都市交流事業の一つとして、草加市宿場まつりに出店をしますので、当事業にご参加いただける団体・各種組織の皆様を下記の通り募集いたします。

●開催日：令和7年6月8日(日)

●時間：午前10時～午後5時

●会場：草加小学校校庭

●内容：

飲食物の提供、その他特産品・農産品等の販売、特産品を使った体験等

●募集対象：

昭和村産の商品の生産・または販売や、体験を行う村内団体・各種組織

※役場職員が同行し、販売等について補助いたします。

参加を希望される団体・各種組織の方は、**3月28日(金)まで**に観光交流係(0241-57-2124)へお電話ください。

なお、応募団体が多数の場合は調整させていただきます。

☎ 産業建設課 観光交流係 ☎ 57-2124

▶ 次頁にも、お知らせがありますので、ご確認ください。



昭和村の空き家対策事業の実施についてご協力をお願いいたします

令和7年度移住定住促進空き家活用事業の実施について

昭和村では近年、多くの空き家所有者の方の空き家バンク登録をいただき、移住者等住居の確保につながってまいりました。しかし、初めは物件購入ではなく賃貸で借りて移住してみたいと考えている方が多くいらっしゃいます。他方、空き家所有者の方は今後の管理の難しさ等から売却を希望される方が多く、空き家資源利活用のマッチングが進まない状況となっております。

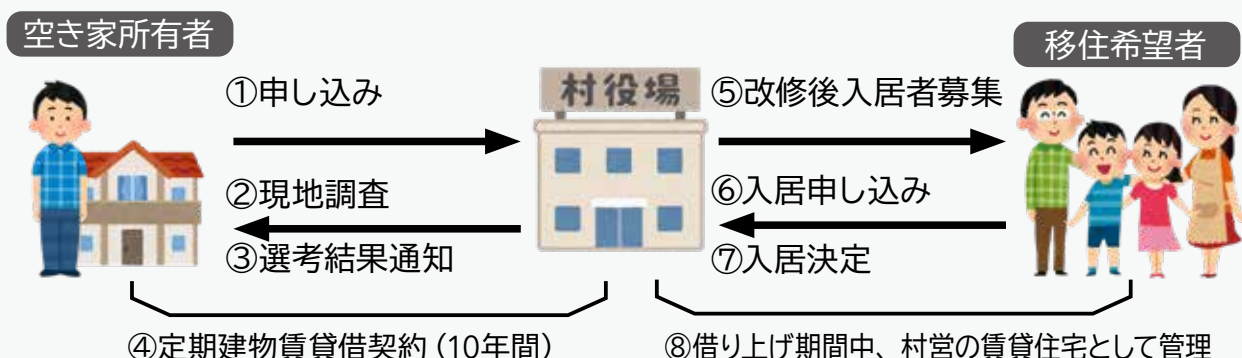
移住者の住宅確保のため、空き家は重要な資源であり、空き家となった実家等を活用することで管理等にかかるご自身の負担も軽減され、地域貢献にもつながります。

村としても、空き家の利活用促進・解消に向け、昨年度に続き下記の事業に取り組みたいと考えております。

移住定住促進空き家活用事業

この事業は、村内の空き家を村が10年間借り上げ、水回り、内装などの改修を行い、村が管理するとともに、移住希望者や定住希望者などへ貸し出しを行う事業です。実施3年目（令和7年度）も昨年度に続き1件の整備を予定しております。

そのため、本事業に申し込みを希望する物件を募集します！



◆ 対象となる建物

- (1) 昭和村内にある居住用の建物で、現に人が居住しておらず、今後も居住の予定がない建物。
- (2) 昭和村が移住希望者や定住希望者等に転貸すること、村営住宅として使用することに同意を得られること。

◆ 村の借り上げ期間

10年間 ※契約締結日から10年に達する日以降における最初の3月31日まで

◆ 物件の選考について

- (1) 改修費用が、村の定める予算の範囲内であること。
- (2) 主要な道路からの位置条件など空き家所在地の立地条件。
- (3) 地区において、集落戦略等を策定し、「空き家の利活用」、「移住者獲得」等について明確な計画があること。また、地区区長から本事業への申込に合意を得ていること。

◆ お申込み方法

役場産業建設課観光交流係（喰丸小）で「昭和村移住定住促進空き家活用事業物件募集要項」を配布します。また、応募を希望する方に申込書を配布しますので、直接お問合せください。

お申込みは、令和7年4月1日（火）まで受け付けております。

☎ 産業建設課 観光交流係 ☎ 57-2124

▶ 次頁にも、続きがありますので、ご確認ください。

空き家活用事業の Q & A

Q 住宅改修費用の所有者の負担はどうなりますか？

A 所有者の負担はありません。10年間の借り上げ料を無償にさせていただき代わりに、改修費用については、村で負担をいたします。

Q 貸した10年後はどうなりますか？

A 村の借り上げ期間終了後、所有者へ返還します。所有者がそのまま貸し出しをする、売買する、自身の住宅として使用するなど、自由にお使いいただけます。

Q 荷物がそのままなのですが、どうしたら良いですか？

A 所有者側で必要な荷物を空き家から運んでいただき、可能な限りの不要な荷物の撤去をお願いいたします。どうしても処理が困難で残った荷物は工事時に処分しますが、残った荷物が多い場合、その分工事費が減額します。

Q 所有者が亡くなった親の名義のままですが申し込めますか？

A 空き家の名義が亡くなった方のままの場合でも本事業に申し込むことは可能です。令和6年4月より相続登記が義務化され、また、令和6年4月以前に相続した不動産でも、令和9年3月までには相続登記が必要となりますので、早期の手続きを強く推奨します。

Q 入居者を選ぶことをできますか？

A できません。

Q 所有者の意向どおりの改修は可能ですか？また、改修はどのように行いますか？

A 村の予算の範囲内で必要な改修を行いますので、原則、村の判断で改修を行います。また、水回り（風呂、トイレ、台所等）の改修を最優先に行い、予算や家の状態を勘案しながら内装材の張り替え、外装、電気設備の改修を行います。

Q 早急に空き家を賃貸、売買等で利活用することを検討しています。良い方法はありませんか？

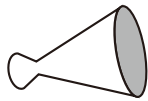
A 村では空き家バンク制度を運用しており、多くの方にご登録・ご利用いただいております。多くの移住者等の住居確保につながっております。ご検討されている方は、是非、役場産業建設課観光交流係までお問い合わせください。

▶ 次頁にも、お知らせがありますので、ご確認ください。

令和6年度野生鳥獣による農作物被害状況調査票（集落名： _____ ）

鳥獣名	被害のあった作物名	食害被害面積 a (アール)	被害量 kg (キログラム)	被害時期 (月)	備考 (被害状況・地名等)
イノシシ					
イノシシ 畦畔掘り起し					
クマ					
シカ					
カモシカ					
サル					
タヌキ					
ハクビシン					
ネズミ					
モグラ					
サギ					
スズメ					
カラス					
カモ					
ハト					
ムクドリ					
ヒヨドリ					
その他の鳥獣 ()					
鳥獣被害対策 についての 要望事項など					

◎ご記入されましたら、役場産業係まで提出をお願いいたします。
提出期限：令和7年4月18日（金）



「皆さんの声聞かせてください」提案用紙

ご記入いただく個人情報は、本事業のみに使用することとし、「昭和村個人情報保護条例」に基づき取り扱います。

無記名での、ご提案・ご提言は本事業の趣旨から無効とさせていただきますので、必ず記名の上、ご提案くださいますようお願いいたします。

お名前											
年 齢	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代		
お住まいの行政区	1. 松山	2. 野尻	3. 中向	4. 下中津川	5. 小中津川	6. 佐倉	7. 喰丸	8. 両原	9. 大芦	10. 小野川	11. 村外
ご連絡先	(電 話)										
	(メール)										
ご提案・ご提言の分野	※ご提案内容に最も近いものを選んでください。										
	1. 防災・減災に関する事 2. 公共交通・バスに関する事 3. 通信・ネットワークに関する事 4. 地域づくり・集落に関する事 5. 商工・観光に関する事 6. 農業・有害鳥獣に関する事 7. 道路・河川に関する事 8. 医療・介護に関する事 9. 教育・子育てに関する事 10. 移住・定住に関する事 11. 空き家に関する事 12. その他に関する事										
ご提案・ご提言のタイトル											
ご提案・ご提言の内容											

※記入欄が不足する場合等には、必要事項が記載されていれば、任意様式でも構いません。